

# 信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会設置要綱

## (設置目的)

第1条 自然保護センターを豊かな自然とふれあうエコツーリズムの拠点とするために策定する「信州ネイチャーセンター基本方針」に係る意見聴取を行うことを目的として、信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (掌握事務)

第2条 検討会の掌握事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内のエコツーリズムの普及・拡大に関する課題の把握、意見調整
- (2) 自然保護センター等のビジターセンターの利活用・広域連携に関する課題の把握、意見調整
- (3) 信州ネイチャーセンター基本方針の策定に係る意見聴取
- (4) その他検討会の目的達成のために必要な事項

## (構成)

第3条 検討会の構成は、別表のとおりとする。

## (座長)

第4条 検討会の座長は、互選により選出する。

- 2 座長は、検討会を統括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (検討会)

第5条 検討会は、座長が必要に応じ招集する。

- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (有識者)

第6条 検討会の有識者は、エコツーリズム、ビジターセンターに関連する分野に精通する者から、事務局が委嘱する。

- 2 有識者の任期は平成31年3月31日までとする。

## (事務局)

第7条 検討会の事務局を長野県環境部自然保護課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成30年4月18日から施行する。

一部改正 平成30年5月28日施行

一部改正 平成30年7月25日施行

(別表)

## 信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会 名簿

	組 織	備 考
有識者 (委員)	文教大学国際学部観光学科教授 海津 ゆりえ	
	東京環境工科専門学校 校長 笹岡 達男	
	株式会社美ら地球 代表取締役 山田 拓	
	霧ヶ峰自然教室 室長 山田 祐子	
	環境省信越自然環境事務所 所長 奥山 正樹	

(オブザーバー)

	組 織	備 考
自然保護 センター関係	霧ヶ峰自然保護センター	
	乗鞍自然保護センター	
	美ヶ原自然保護センター	
	志賀高原自然保護センター	
ビジター センター関係	一般財団法人 自然公園財団 上高地支部	
関係市町村	松本市 山岳観光課	
	松本市 観光温泉課	
	山ノ内町 観光商工課	
県	観光部 山岳高原観光課	
	諏訪地域振興局 環境課	
	環境保全研究所 自然環境部	
(事務局)	環境部自然保護課	